

報道関係 各位

平成28年12月13日

【照会先】

秋田労働局職業安定部職業対策課

課長 金澤 勲

地方障害者雇用担当官 西村 吉隆

電話番号 018-883-0010

民間企業の実雇用率は1.90%、4年連続で過去最高 公的機関は全てが法定雇用達成

～平成28年6月1日現在 秋田県の「障害者雇用状況」集計結果～

厚生労働省では、障害者雇用促進法に基づいて、障害者の雇用義務がある事業主などから、毎年6月1日現在の障害者の雇用状況について報告を求めています。

秋田労働局では、このほど県内の民間企業や公的機関等における、平成28年の「障害者雇用状況」集計結果を取りまとめましたので、公表します。

【集計結果の主なポイント】

1 民間企業（法定雇用率2.0%）

- ① 民間企業（50人以上規模の企業）における実雇用率は、前年より0.06ポイント上回り4年連続で過去最高の1.90%となった。上回った要因としては、CSRやコンプライアンスへの関心が高まり、県内でも障害者雇用に積極的に取り組む企業が増えたこと等が挙げられる。
- ② 雇用障害者数（注）は2,065.5人（過去最高）で、前年に比べ4.8%（94.0人）上回った。
- ③ 法定雇用率達成企業数は400社と前年より7社増加した。
法定雇用率達成企業割合も0.3ポイント上回って57.8%となった。
- ④ 実雇用率の都道府県別順位は34位、また法定雇用率達成企業割合は17位だった。

（注）障害者数は、身体障害者、知的障害者及び精神障害者の計であり、重度身体障害者及び重度知的障害者をダブルカウント、短時間勤務の身体障害者、知的障害者及び精神障害者は0.5カウントした人数である。

2 公的機関（法定雇用率 県・市町村等2.3%、県教育委員会は2.2%）

- ① 県・市町村等における実雇用率は、前年より0.02ポイント上回り、2.47%となった。
雇用障害者数は421.5人で、前年に比べ1.6%（6.5人）上回った。
県・市町村等の対象機関全てが法定雇用達成機関となった。
- ② 秋田県教育委員会も雇用率達成機関となった。

3 地方独立行政法人（法定雇用率2.3%）

- ① 地方独立行政法人の未達成機関は3機関で、前年と同数になった。

（28.9.23現在2機関に改善）

法定雇用率とは

民間企業、国及び地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する数以上の障害者を雇用しなければならないこととされている。

雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者又は知的障害者である（なお、精神障害者は法定雇用率の対象ではないが（平成30年4月1日から対象）、精神障害者保健福祉手帳保持者は実雇用率に算定することができる）。

- ① 民間企業
一般の民間企業（50人以上規模の企業）→ 2.0%
特殊法人等（43.5人以上規模の特殊法人、独立行政法人）→2.3%
- ② 国、地方公共団体（43.5人以上規模の機関）→2.3%
- ③ 都道府県等の教育委員会（45.5人以上規模の機関）→2.2%

【一般民間企業における雇用率設定基準】

$$\text{障害者雇用率} = \frac{\text{身体障害者及び知的障害者である常用労働者の数} + \text{失業している身体障害者及び知的障害者の数}}{\text{常用労働者数} + \text{失業者数}}$$

※ 特殊法人、国及び地方公共団体における障害者雇用率は、一般の民間企業の障害者雇用率を下回らない率をもって定めることとされている。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者については、その1人の雇用をもって、2人の身体障害者又は知的障害者を雇用しているものとしてカウントされる。

※ 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者（1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の労働者）については1人分として、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間労働者については、0.5人分としてカウントされる。

1 民間企業の障害者雇用状況

(1) 概況

【第1表 民間企業の障害者雇用状況】

①秋田県

区分	企業数 (社)	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者の数 (人)	障害者数 (人)	実雇用率 (%)	雇用率達成企業 (社)	雇用率達成企業割合 (%)
28年	692	108,538.5	2,065.5	1.90	400	57.8
27年	683	107,025.5	1,971.5	1.84	393	57.5

②全国

区分	企業数 (社)	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者の数 (人)	障害者数 (人)	実雇用率 (%)	雇用率達成企業 (社)	雇用率達成企業割合 (%)
28年	89,359	24,650,200.5	474,374.0	1.92	43,569	48.8
27年	87,935	24,122,923.0	453,133.5	1.88	41,485	47.2

(2) 企業規模別の状況

① 企業規模別に見ると、前年と比較した実雇用率は、全ての規模で上回った。

② 法定雇用率達成企業の割合は、前年と比較し、50人～100人未満、300人～500人未満、500人～1,000人未満、1,000人以上規模企業で上回った。

【第2表 規模別雇用状況】

企業規模	企業数 (社)	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者の数 (人)	障害者数 (人)	実雇用率 (%)	雇用率達成企業数 (社)	雇用率達成企業割合 (%)	全国の実雇用率 (%)
50人～100人未満	360	24,640.5	365.5	1.48	192	53.3	1.55
	355	24,549.5	351.5	1.43	188	53.0	1.49
100人～300人未満	263	39,894.0	705.5	1.77	150	57.0	1.74
	263	40,270.0	708.5	1.76	156	59.3	1.68
300人～500人未満	45	15,718.0	352.5	2.24	34	75.6	1.82
	44	15,977.0	335.0	2.10	32	72.7	1.79
500人～1,000人未満	16	10,058.5	244.0	2.43	16	100.0	1.93
	13	8,474.0	196.5	2.32	11	84.6	1.89
1,000人以上	8	18,227.5	398.0	2.18	8	100.0	2.12
	8	17,755.0	380.0	2.14	6	75.0	2.09
28年	692	108,538.5	2,065.5	1.90	400	57.8	1.92
27年	683	107,025.5	1,971.5	1.84	393	57.5	1.88

(3) 産業別の状況

① 法定雇用率2.0%を満たしている業種は、「農業、林業、漁業」、「製造業」、「運輸業、郵便業」。その他の業種は法定雇用率を下回っている。

② 法定雇用率達成企業割合で全業種平均の57.8%を上回っている業種は、「製造業」、「情報通信業」、「金融業・保険業」、「学術研究、専門・技術サービス業」、「医療、福祉」。その他の業種は全業種平均を下回っている。

【第3表 産業別雇用状況】

上段：平成28年、下段：平成27年

産 業	企業数 (社)	法定雇用障害者数の 算定の基礎となる 労働者の数 (人)	障害者数 (人)	実雇用率 (%)	雇用率達成 企業数 (社)	雇 用 率 達成企業 割合 (%)	全 国 の 実雇用率 (%)
農 業 ， 林 業 ， 漁 業	7	532.5	14.0	2.63	3	42.9	2.14
	7	582.0	15.0	2.58	4	57.1	2.19
建 設 業	40	2,817.0	47.0	1.67	21	52.5	1.72
	37	2,603.5	42.5	1.63	19	51.4	1.69
製 造 業	183	26,244.0	548.5	2.09	122	66.7	1.98
	184	26,113.0	522.0	2.00	118	64.1	1.95
情 報 通 信 業	16	1,797.5	21.0	1.17	10	62.5	1.63
	16	1,766.5	21.0	1.19	9	56.3	1.59
運 輸 業 ， 郵 便 業	32	3,120.0	79.0	2.53	18	56.3	2.00
	33	3,203.5	73.0	2.28	19	57.6	1.94
卸 売 業 ， 小 売 業	95	20,061.0	368.5	1.84	46	48.4	1.74
	92	20,317.0	350.5	1.73	42	45.7	1.68
金 融 業 ・ 保 険 業	8	4,094.0	78.5	1.92	6	75.0	1.94
	8	4,117.0	74.0	1.80	4	50.0	1.91
不 動 産 業 ， 物 品 賃 貸 業	10	767.0	2.0	0.26	1	10.0	1.61
	10	682.0	3.0	0.44	2	20.0	1.56
学 術 研 究 ， 専 門 ・ 技 術 サ ー ビ ス 業	10	766.5	10.0	1.30	6	60.0	1.70
	10	812.0	9.0	1.11	5	50.0	1.70
宿 泊 業 ， 飲 食 サ ー ビ ス 業	22	2,536.5	41.0	1.62	11	50.0	1.83
	22	2,587.5	45.5	1.76	17	77.3	1.78
生 活 関 連 サ ー ビ ス 業 ， 娯 楽 業	20	2,779.5	36.0	1.30	6	30.0	2.11
	18	2,662.5	39.0	1.46	5	27.8	2.04
教 育 ， 学 習 支 援 業	6	554.0	9.0	1.62	3	50.0	1.56
	5	511.5	9.0	1.76	3	60.0	1.52
医 療 ， 福 祉	180	28,220.0	543.5	1.93	114	63.3	2.43
	175	27,358.0	508.0	1.86	110	62.9	2.30
複 合 サ ー ビ ス 事 業	18	5,104.5	93.5	1.83	8	44.4	1.82
	18	5,077.0	93.5	1.84	10	55.6	1.75
サ ー ビ ス 業 (他 に 分 類 さ れ な い も の)	42	8,913.0	170.0	1.91	23	54.8	1.91
	45	8,399.0	161.5	1.92	24	53.3	1.89
上 記 以 外 の 業 種	3	231.5	4.0	1.73	2	66.7	2.04
	3	233.5	5.0	2.14	2	66.7	2.00
28年	692	108,538.5	2,065.5	1.90	400	57.8	1.92
27年	683	107,025.5	1,971.5	1.84	393	57.5	1.88

(4) 法定雇用率達成・未達成企業の状況

- ① 法定雇用率達成企業は400社で、前年に比べ7社増加、雇用障害者数は8.1%増加した。労働者数も6.3%増加、実雇用率は0.05ポイント上回って2.47%となった。
- ② 法定雇用率未達成企業は292社で、前年に比べ2社増加し、実雇用率は0.08ポイント下回って0.60%となった。

【第4表 法定雇用率達成企業の雇用状況】

年度	企業数 (社)	常用労働者数 (人)	障害者数 (人)	実雇用率 (%)
28年	400	75,768.0	1,868.5	2.47
27年	393	71,288.5	1,728.0	2.42

【第5表 法定雇用率未達成企業の雇用状況】

年度	企業数 (社)	常用労働者数 (人)	障害者数 (人)	実雇用率 (%)
28年	292	32,770.5	197.0	0.60
27年	290	35,737.0	243.5	0.68

【第6表 障害者雇用状況報告に基づく秋田県内民間企業実雇用率上位】 (平成28年6月1日現在)

事業所名	所在地	業種名	法定雇用障害者数の算定の基礎となる労働者の数 (人)	実雇用率 (%)
株式会社 秋田アルス	八峰町	ゴム製品製造業	88.0	23.86
秋田活版印刷 株式会社	秋田市	印刷・同関連業	54.0	14.81
あさひ自動車 株式会社	秋田市	道路旅客運送業	79.0	11.39
有限会社 佐々木化工所	仙北市	繊維工業	50.0	10.00
株式会社 タクシーセンターあい	秋田市	道路旅客運送業	54.5	9.17
シード 株式会社	北秋田市	繊維工業	50.5	7.92
公益財団法人 秋田市総合振興公社	秋田市	廃棄物処理業	131.0	7.63
株式会社 秋田オイルシール	三種町	ゴム製品製造業	282.0	7.45
金谷商事 株式会社	大仙市	宿泊業	70.0	7.14

2 地方公共団体の障害者雇用状況

(1) 秋田県の状況

- ① 法定雇用率2.3%が適用される県、市町村等機関の実雇用率は2.47%と、前年に比べ0.02ポイント上回った。
- ② 法定雇用率2.2%が適用される教育委員会の実雇用率は2.20%と、前年と比べ0.04ポイント上回った。

【第7表 地方公共団体の障害者雇用状況（秋田県）】

区 分	年度	機関数	対象職員数 (人)	障害者数 (人)	実雇用率 (%)
県、市町村等 (2.3%適用機関)	28年	46	17,074.0	421.5	2.47
	27年	46	16,945.5	415.0	2.45
県教育委員会及び厚生労働大臣が指定する教育委員会 (2.2%適用機関)	28年	1	7,832.0	172.0	2.20
	27年	1	7,968.5	172.5	2.16

(2) 全国の状況

- ① 法定雇用率2.3%が適用される全国の都道府県、市町村等の実雇用率は2.47%で前年に比べ0.02ポイント上回った。
- ② 法定雇用率2.2%が適用される全国の教育委員会の実雇用率は2.18%で、前年に比べ0.03ポイント上回った。

【第8表 地方公共団体の障害者雇用状況（全国）】

区 分	年度	対象職員数 (人)	障害者数 (人)	実雇用率 (%)
都道府県、市町村等 (2.3%適用機関)	28年	1,402,332.0	34,613.5	2.47
	27年	1,399,672.0	34,257.5	2.45
都道府県教育委員会及び厚生労働大臣が指定する教育委員会 (2.2%適用機関)	28年	661,899.0	14,448.5	2.18
	27年	661,646.5	14,216.5	2.15

3 公的機関の障害者雇用状況

平成17年の法改正に係る国会審議における附帯決議を踏まえ、個別の機関ごとの在職状況を公表することとした。

【第9表 県・市町村等の各機関別状況】

○県・市町村等(2.3%適用機関)

	① 法定雇用障害者の 基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
1 県・市町村等の合計((1)~(3))	17,074.0	421.5	2.47	0.0	
(1)秋田県知事部局	3,584.5	89.5	2.50	0.0	
(2)秋田県警察	389.5	10.0	2.57	0.0	
(3)市町村関係合計(ア~エ)(44機関)	13,100.0	322.0	2.46	0.0	
ア 市町村部局の合計(25機関)	11,066.5	272.0	2.46	0.0	
秋田市	2,453.0	58.5	2.38	0.0	特例認定あり(注4①)
潟上市	279.0	7.0	2.51	0.0	特例認定あり(注4②)
五城目町	109.0	3.0	2.75	0.0	
八郎潟町	60.0	3.0	5.00	0.0	
井川町	91.5	2.0	2.19	0.0	
大潟村	59.0	1.0	1.69	0.0	
男鹿市	237.0	5.0	2.11	0.0	
能代市	554.0	15.0	2.71	0.0	
三種町	170.0	4.0	2.35	0.0	
八峰町	107.0	2.0	1.87	0.0	
藤里町	64.5	1.5	2.33	0.0	
大館市	1,124.5	25.0	2.22	0.0	特例認定あり(注4③)
北秋田市	370.5	8.0	2.16	0.0	
上小阿仁村	54.0	1.0	1.85	0.0	
大仙市	990.0	26.0	2.63	0.0	特例認定あり(注4④)
美郷町	335.5	8.0	2.38	0.0	特例認定あり(注4⑤)
仙北市	513.5	18.0	3.51	0.0	特例認定あり(注4⑥)
由利本荘市	742.5	17.0	2.29	0.0	
にかほ市	175.0	4.0	2.29	0.0	
横手市	1,326.0	31.5	2.38	0.0	
湯沢市	690.5	18.0	2.61	0.0	特例認定あり(注4⑦)
羽後町	152.0	5.0	3.29	0.0	
東成瀬村	62.5	1.5	2.40	0.0	
鹿角市	270.0	6.0	2.22	0.0	
小坂町	76.0	1.0	1.32	0.0	
イ 市町教育委員会の合計(7機関)	781.5	20.0	2.56	0.0	
男鹿市教育委員会	107.0	2.0	1.87	0.0	
能代市教育委員会	96.5	3.0	3.11	0.0	
北秋田市教育委員会	120.0	2.0	1.67	0.0	
横手市教育委員会	174.0	5.0	2.87	0.0	
由利本荘市教育委員会	154.0	5.0	3.25	0.0	
にかほ市教育委員会	54.0	2.0	3.70	0.0	
鹿角市教育委員会	76.0	1.0	1.32	0.0	
ウ 公営企業等の合計(8機関)	1,011.5	23.0	2.27	0.0	
男鹿みなと市民病院	113.5	2.0	1.76	0.0	
男鹿市企業局	52.0	1.0	1.92	0.0	
大館市立扇田病院	66.0	2.0	3.03	0.0	
市立角館総合病院	149.5	4.0	2.68	0.0	
仙北市立田沢湖病院	57.5	2.0	3.48	0.0	
市立横手病院	303.5	7.0	2.31	0.0	
市立大森病院	141.0	3.0	2.13	0.0	
羽後町立羽後病院	128.5	2.0	1.56	0.0	
エ 一部事務組合の合計(4機関)	240.5	7.0	2.91	0.0	
本荘由利広域市町村圏組合	63.5	2.0	3.15	0.0	
能代山本広域市町村圏組合	48.0	2.0	4.17	0.0	
大曲仙北広域市町村圏組合	49.0	1.0	2.04	0.0	
大仙美郷介護福祉組合	80.0	2.0	2.50	0.0	

○都道府県教育委員会及び厚生労働大臣指定教育委員会(2.2%適用機関)

	① 法定雇用障害者の 基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	備考
2 県教育機関合計(1機関)	7,832.0	172.0	2.20	0.0	
秋田県教育委員会	7,832.0	172.0	2.20	0.0	

○地方独立行政法人(2.3%適用機関)

	① 法定雇用障害者の 基礎となる職員数	②障害者の数	③実雇用率	④不足数	
3 地方独立行政法人 合計(6法人)	1,668.0	30.0	1.80	7.5	
公立大学法人 秋田県立大学	310.0	7.5	2.42	0.0	
公立大学法人 国際教養大学	96.0	2.0	2.08	0.0	
公立大学法人 秋田公立美術大学	70.0	2.0	2.86	0.0	
地方独立行政法人 秋田県立病院機構	522.5	11.0	2.11	1.0	(注5①)不足数0人
地方独立行政法人 秋田県立療育機構	124.5	0.5	0.40	1.5	
地方独立行政法人 市立秋田総合病院	545.0	7.0	1.28	5.0	

朱書きは、平成28年6月1日現在未達成の機関

- 注 1 ①欄の「法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数とは、職員数から除外職員数及び除外率相当職員数（旧除外職員が職員総数に占める割合を基に設定した除外率を乗じて得た数）を除いた職員数である。
- 2 ②欄の「障害者の数」とは、身体障害者数、知的障害者数及び精神障害者数の計であり、重度障害者（短時間勤務職員以外の身体障害者及び知的障害者）については、法律上、1人を2人に相当するものとしており、ダブルカウントを行い、重度以外の身体障害者及び知的障害者並びに精神障害者である短時間勤務職員については、法律上、1人を0.5人に相当するものとしており、0.5人カウントしている。
- 3 ④欄の「不足数」とは、①欄の職員数に法定雇用率を乗じて得た数（1未満の端数切り捨て）から②欄の障害者の数を減じて得た数であり、これが0となることをもって法定雇用率達成となる。
したがって、実雇用率が法定雇用率を下回っていても、不足数が0となることがあり、この場合、法定雇用率達成となる。
- 4 注4の機関は特例認定を受けている。
特例認定とは、市町村長部局と当該市町村のその他機関の申請に基づき、秋田労働局長の認定を受けた場合に、当該市町村のその他機関に勤務する職員を当該市町村長部局に勤務する職員とみなすものである。
- ① 秋田市は、秋田市教育委員会・秋田市上下水道局との特例認定を受けている。
- ② 潟上市は、潟上市教育委員会との特例認定を受けている。
- ③ 大館市は、大館市教育委員会、大館市立総合病院との特例認定を受けている。
- ④ 大仙市は、大仙市教育委員会、市立大曲病院との特例認定を受けている。
- ⑤ 美郷町は、美郷町教育委員会との特例認定を受けている。
- ⑥ 仙北市は、仙北市教育委員会との特例認定を受けている。
- ⑦ 湯沢市は、湯沢市教育委員会との特例認定を受けている。
- 5 ① 秋田県立病院機構については、9月23日現在障害者数 12人、実雇用率 2.30%、不足数0人となっている。

1 民間企業の障害者雇用状況の推移

(参 考)

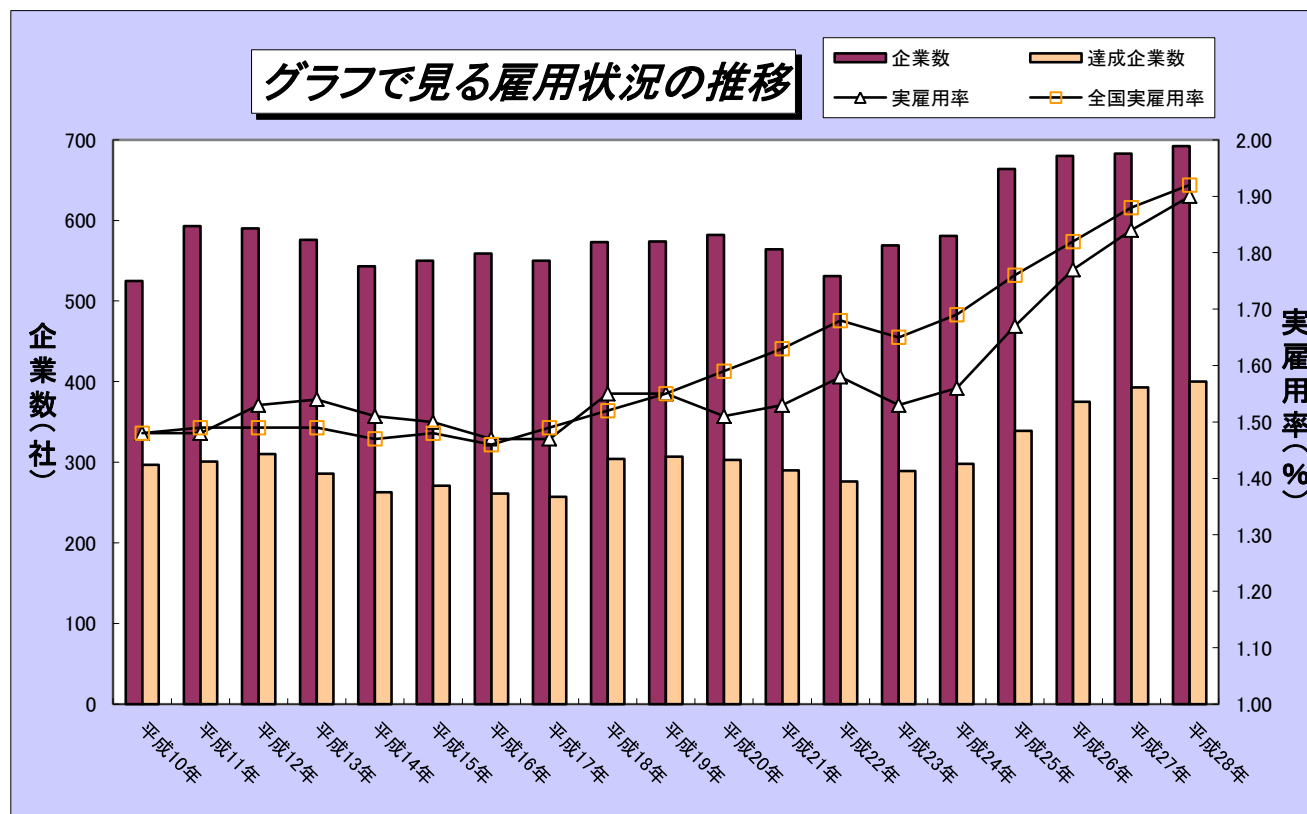
(各年6月1日現在)

年 度	企業数 (社)	常用労働者数 (人)	障害者数 (人)	実雇用率 (%)	達 成 企業数 (社)	達 成 企業割合 (%)	全国の雇用状況	
							全国障害者数 (人)	全国実雇用率 (%)
平成10年	525	90,160	1,335	1.48	297	56.6	251,443	1.48
平成11年	593	94,665	1,397	1.48	301	50.8	254,562	1.49
平成12年	590	93,302	1,426	1.53	310	52.5	252,836	1.49
平成13年	576	91,775	1,416	1.54	286	49.7	252,870	1.49
平成14年	543	83,855	1,264	1.51	263	48.4	246,284	1.47
平成15年	550	83,507	1,255	1.50	271	49.3	247,093	1.48
平成16年	559	86,877	1,281	1.47	261	46.7	257,939	1.46
平成17年	550	86,738	1,273	1.47	257	46.7	269,066	1.49
平成18年	573	90,617	1,401	1.55	304	53.1	283,751	1.52
平成19年	574	91,916	1,422.0	1.55	307	53.5	302,716.0	1.55
平成20年	582	92,157	1,391.0	1.51	303	52.1	325,603.0	1.59
平成21年	564	88,342	1,354.5	1.53	290	51.4	332,811.5	1.63
平成22年	531	86,899	1,375.5	1.58	276	52.0	342,973.5	1.68
平成23年	569	97,607.0	1,495.0	1.53	289	50.8	366,199.0	1.65
平成24年	581	99,314.0	1,554.0	1.56	298	51.3	382,363.5	1.69
平成25年	664	102,810.0	1,714.0	1.67	339	51.1	408,947.5	1.76
平成26年	680	105,782.0	1,868.5	1.77	375	55.1	431,225.5	1.82
平成27年	683	107,025.5	1,971.5	1.84	393	57.5	453,133.5	1.88
平成28年	692	108,538.5	2,065.5	1.90	400	57.8	474,374.0	1.92

(注) 1 障害者数とは、次に掲げる者の合計。

- 平成5年～ → 身体障害者（重度障害者はダブルカウント）
- 知的障害者（重度障害者はダブルカウント）
- 平成18年～ → 重度身体障害者又は重度知的障害者である短時間労働者
- 平成23年～ → 精神障害者（1カウント）、精神障害者である短時間労働者（0.5カウント）
- 重度以外の身体障害者、知的障害者で短時間労働者（0.5カウント）

- 2 法定雇用率は、昭和62年まで1.5%、昭和63年から平成10年までは1.6%、平成11年から平成24年までは1.8%、平成25年から2.0%。

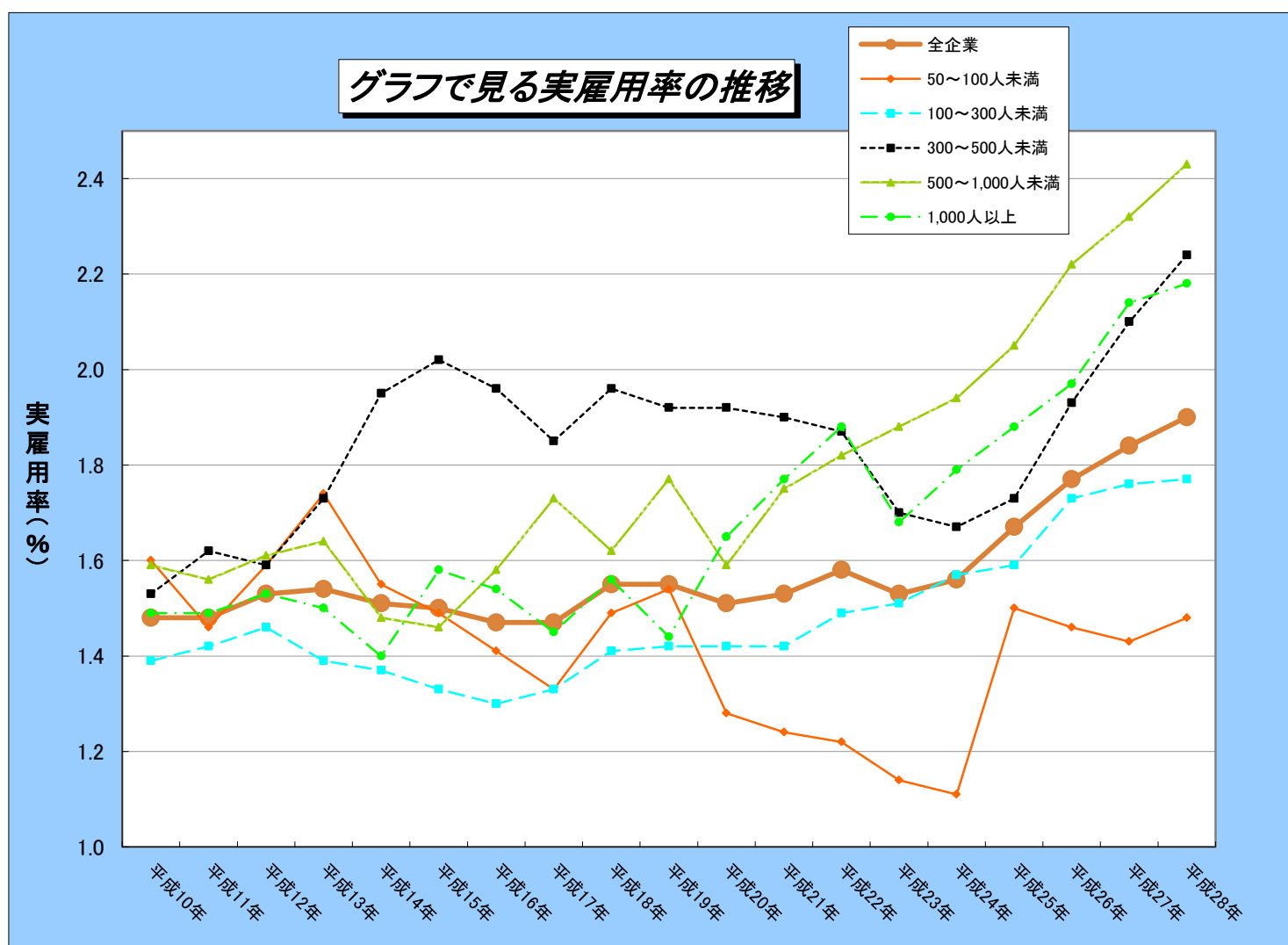


2 民間企業の規模別実雇用率の推移

(各年6月1日現在、単位：%)

年 度	全企業	50～100人未満	100～300人未満	300～500人未満	500～1,000人未満	1,000人以上
平成10年	1.48	1.60	1.39	1.53	1.59	1.49
平成11年	1.48	1.46	1.42	1.62	1.56	1.49
平成12年	1.53	1.59	1.46	1.59	1.61	1.53
平成13年	1.54	1.74	1.39	1.73	1.64	1.50
平成14年	1.51	1.55	1.37	1.95	1.48	1.40
平成15年	1.50	1.49	1.33	2.02	1.46	1.58
平成16年	1.47	1.41	1.30	1.96	1.58	1.54
平成17年	1.47	1.33	1.33	1.85	1.73	1.45
平成18年	1.55	1.49	1.41	1.96	1.62	1.56
平成19年	1.55	1.54	1.42	1.92	1.77	1.44
平成20年	1.51	1.28	1.42	1.92	1.59	1.65
平成21年	1.53	1.24	1.42	1.90	1.75	1.77
平成22年	1.58	1.22	1.49	1.87	1.82	1.88
平成23年	1.53	1.14	1.51	1.70	1.88	1.68
平成24年	1.56	1.11	1.57	1.67	1.94	1.79
平成25年	1.67	1.50	1.59	1.73	2.05	1.88
平成26年	1.77	1.46	1.73	1.93	2.22	1.97
平成27年	1.84	1.43	1.76	2.10	2.32	2.14
平成28年	1.90	1.48	1.77	2.24	2.43	2.18

(注) 平成10年までは「63～100人未満」、平成11年から平成24年までは「56～100人未満」、平成25年からは「50～100人未満」。



3 除外率制度について

① 民間企業における除外率制度

各事業主が雇用しなければならない障害者の数を算定する基礎となる常用雇用労働者数を算定する際に、一定の業種に属する事業を行う事業所の事業主については、その常用雇用労働者数から一定率に相当する労働者数を控除する制度。

平成14年の法改正により段階的に廃止・縮小することとされ、平成22年7月1日から、すべての除外率設定業種について、除外率を10%ポイントずつ引き下げている。

(前回の除外率引き下げは平成16年4月1日)

② 国及び地方公共団体における除外率制度

各任命権者が採用しなければならない障害者数を算定する基礎となる職員数を算定する際に、一定の範囲の職種に従事する者を控除する制度。

平成16年4月1日から、除外職員の範囲を、国民の生命の保護や、公共の安全と秩序の維持を職務としており、その遂行のためには職員個人による強制力の行使等が必要であるような職員に限定することとした。

なお、旧除外職員である職種に従事する職員の多い機関については、当該職員が職員総数に占める割合を基に、当分の間、除外率を設定した上で、廃止の方向で段階的に引き下げ、縮小を進めていくこととしており、平成22年7月1日から当該除外率を一律10%引き下げている。

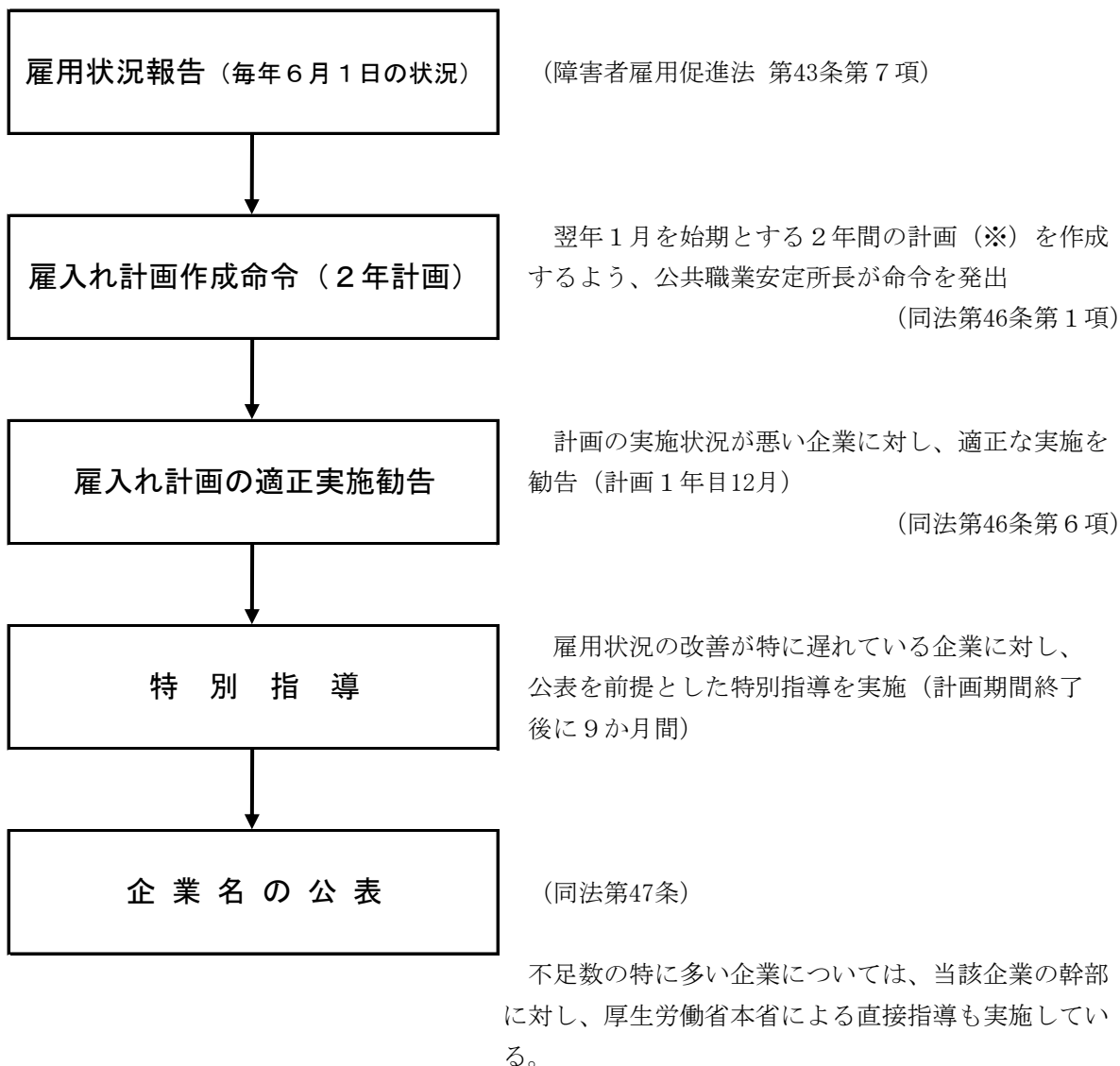
4 民間企業における除外率の改正状況

○ 各除外率設定業種において平成22年7月1日に施行された改正の状況は以下のとおり。

除外率設定業種	除外率	
	改正前	改正後
・有機化学工業製品製造業 ・石油製品・石炭製品製造業 ・輸送用機械器具製造業(船舶製造・修理業及び船用機関製造業を除く。)	5%	0%
・その他の運輸に附帯するサービス業(通関業、海運仲立業を除く。) ・電気業 ・郵便局	10%	0%
・非鉄金属製造業(非鉄金属第一次製錬・精製業を除く。) ・倉庫業 ・船舶製造・修理業、船用機関製造業 ・航空運輸業 ・国内電気通信業(電気通信回線設備を設置して行うものに限る。)	15%	5%
・窯業原料用鉱物鉱業(耐火物・陶磁器・ガラス・セメント原料用に限る。) ・その他の鉱業 ・採石業、砂・砂利・玉石採取業 ・水運業	20%	10%
・非鉄金属第一次製錬・精製業 ・貨物運送取扱業(集配利用運送業を除く。)	25%	15%
・建設業 ・鉄鋼業 ・道路貨物運送業 ・郵便業(信書便事業を含む。)	30%	20%
・港湾運送業	35%	25%
・鉄道業 ・医療業 ・高等教育機関	40%	30%
・林業(狩猟業を除く。)	45%	35%
・金属鉱業 ・児童福祉事業	50%	40%
・特別支援学校(専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。)	55%	45%
・石炭・亜炭鉱業	60%	50%
・道路旅客運送業 ・小学校	65%	55%
・幼稚園	70%	60%
・船員等による船舶運航等の事業	90%	80%

5 障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



※ 平成24年1月1日以降の日を始期とする雇入れ計画から計画期間は3年間から2年間に短縮している。